

企業 / 事業所名	NISSHA 株式会社（本社）				
所在地	〒604-8551 京都市中京区壬生花井町3				
業種	産業資材・ディバイス・メディカルテクノロジーの3事業およびその他の事業				
従業員（常勤）	895人（895人）				
認証歴 / 受賞歴	平成28年度～令和7年度／平成28年度特別賞、平成29年度優秀賞、令和2年度最優秀賞				
定期健康診断結果の提出先（実施年度）	全国健康保険協会 京都支部（令和7年度）				
がん検診受診状況	肺がん	大腸がん	胃がん	子宮頸がん	乳がん
	100%	99.0%	95.0%	79.7%	80.0%
健康づくりのとりくみ	<p>組織的な運営</p> <p>NISSHA グループは、多様な人材能力と情熱を結集し、新たな価値を創出します。そのために、社員がその持てる能力を十分に発揮できるよう、心と身体の健康状態の維持・改善を重要な経営課題と考え、さまざまな施策を推進するために、人事・広報・保健センターのメンバーからなる組織横断的な健康経営部会を立ち上げ、NISSHA の健康経営を進めています。</p> <p><具体的な取り組み例></p> <p>目的：従業員の健康維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> 病気の予防・早期発見を目的に、年に1回の定期健康診断と特殊健診を実施。健診時に便検査未提出者には郵送便検査を導入 2025年度の受診率は100%。 精密検査対象者への受診勧奨強化 がん検診項目強化 受診費用補助、受診時間の労働時間への算入 インフルエンザ予防接種の社内接種と費用補助 禁煙の取り組み 構内喫煙所完全閉鎖を完了 喫煙者を支援するプログラムを提供 健康管理システム「すこやかサポートパーソナル」を導入。自身の健康診断結果、各検査項目の説明、健診結果判定に関するアドバイスなどが確認できるようになり、病気の早期発見と予防につなげる。 「Wellness Challenge」と題して、メタボリックシンドローム対策を目的とした特定保健指導を実施。健康診断の結果により対象となった社員が、3カ月間にわたり保健指導を受けることが可能。 				
	<p>定期的な普及啓発活動</p> <p>NISSHA は健康づくりに関する情報を社員に広めるために積極的かつ定期的な普及啓発活動を行っています。</p> <p><具体的な取り組み例></p>				

	<p>目的：ヘルスリテラシー向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内イントラネットに「Nissha Wellness」サイトを常設し、定期的に更新。健康に関する情報発信や啓発活動、イベントの告知や開催報告を掲載。2025年6月から産業医による健康講話を「Wellness TV」というタイトルで毎月動画形式で配信し、社員のヘルスリテラシー向上をサポート。 女性の健康とメンタルヘルスをヘルスリテラシー向上の重点テーマとし、半期に一度の研修を行う3カ年計画を策定。2025年上期は「女性特有のがん」「ワークライフバランスと生産性」、下期は「妊娠・出産・不妊の基礎知識」「いつもと様子が違う同僚への関わり方」をテーマに開催。講師として外部から臨床心理士と産業医を招き、のべ311名が参加。 年に1回、健康に関するアンケートを実施。社員からのニーズが高かった睡眠をテーマに、睡眠セミナーを実施。のべ124名が参加。 食事改善 栄養バランスが取れて塩分控えめなプレートメニューを週に2回社員食堂で提供。通常メニューの補助に加えて特別に補助金を出して、お得な価格を設定。2025年の総喫食数は約8,500食。 地元のプロバスケットボールチーム（京都ハンナリーズ）とのコラボレーションにより、「プロスポーツ選手が勧める Wellness メニュー」と題して選手考案の健康的なメニューを隔月で社員食堂で提供。 生活習慣改善 体験型の健康イベントとして InBody 測定と握力測定を実施。国内の主要拠点で合計425名の社員が参加。 転倒防止対策の一環として、産業医の指導のもとスクエアステップを学ぶイベント実施。41名が参加。 メンタルヘルス対策 年1回のストレスチェック後に、集団分析結果を各職場にフィードバックし、職場環境改善を促進。さらに、総合健康リスクが高い職場の所属長を対象に、臨床心理士との相談機会を設定。 同時に、プレゼンティーアイズム調査（WFun）を実施し、高リスク者には産業保健スタッフとの面談を実施。希望者には産業医面談も実施。
各種団体との連携	<p>特定保健指導実施、健診データとの比較 目的：社員の健康管理 連携団体：協会けんぽ</p>
退職前・退職時の健康づくり指導	(事業申請なし)
健康づくり担当者の設置	社員の健康管理全般
受動喫煙対策	健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の必要な措置を講じている。

違反規定	過去5年間に重大悪質な事案により、法令違反し処分等を受けたことがない。
ホームページ	https://www.nissha.com/